

建設委員会傍聴記

1月13日(火) 午後1時半から建設委員会が開かれ。篠崎地域から提出された陳情182号、北小岩地域からの184号ほか審査され、いずれも採択少数で不採択となりました。182号はスーパー堤防事業の撤回を求める陳情、184号は大雨洪水警報は何故、江戸川区では発令されなかったか・・・などをまとめたものです。

続いて北小岩からの215号、216号の審査に入りました。215号はスーパー堤防よりも内水氾濫対策を、216号は補助283号線拡幅は住民の生活にプラスとならない、という趣旨の陳情です。

川口委員長(自民) では215号の審査を願います。

小侯委員(共産) 前回、内水氾濫対策はやってきている、と説明があつたが50mm対応の現在、時間雨量がそれを越えれば溢れるのが現実だ。90mmの対策を都に求めることはないのか。

土木部 現在の整備では94・5mmの雨量は処理しきれず、全てに対応するのは現実的ではない。ピークカット、総量より溢れた部分で被害を最小限にする対応だ。

小侯委員 床上浸水などに対しては、少なくとも貯留施設などの対応はないのか。

土木部 貯留施設については下水道局などと打ち合わせる必要がある。下水道の能力などは道路の幅に合わせたい。

小侯委員 地下空間(昔の川の跡)の積極的利用に取り組んで欲しい。昨年9月10日の大雨に、住民に避難周知はしたのか。
土木部 台風と違って警報が出て30分くらいで94・5mmも降った。事前の周知はできていない。

二つの裁判 口頭弁論のお知らせ

江戸川区スーパー堤防事業差止等請求訴訟 第1回東京地裁口頭弁論

期日：2015年2月25日(水)
午後4時(抽選：午後3時半)
場所：東京地方裁判所 103号法廷
交通：東京メトロ「霞ヶ関」下車
A-1出口 徒歩1分

国と区を被告に、スーパー堤防事業そのものの差止と、損害賠償を求める本丸裁判です。裁判勝利のため、多くの傍聴者で法廷を埋めましょう。

小侯委員 周知の仕方を考えて欲しい。

川口委員長 本日は継続とする。次に216号の審査を願います。

小侯委員 283号線と併行する岩槻道路の管理者は誰か。283号線は40年以上も前の計画、諸事情にそぐわなくなっている。事情に則して考え直すべきだ。

土木部 岩槻道路は都道、東京都の管理だ。

小侯委員 地域住民がどんな道路を望んでいるか、十分考えるべきだ。

川口委員長 本日は継続とする。

なお、2月27日(金) 午前11時より東京地裁803号法廷で、第二次訴訟の「仮換地処分取消し訴訟」の口頭弁論があります。これは区が①都市計画の費用と便益、コミュニティに大きく反している。②全戸中断移転を強いるのはきわめて異例で違法である、として争っているものです。